

障害のある子どもと保護者のための 福祉サービスと制度

令和2年10月

小学校校長会資料

特別支援教育担当

兵庫県では、共生社会の実現に向けた特別支援教育のさらなる充実を図るために、本人・保護者を中心に据え、就学前から卒業後へとつないでいく縦の連携と、教育だけでなく、保健・福祉、医療、労働等の関係機関や地域住民とつながっていく横の連携からなる「縦横（タテヨコ）連携」を推進しています。

福祉との連携に当たっては、まずは教職員が放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業等の福祉サービスについて理解することが必要です。

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室による保護者向けハンドブックより

子育ての困りごとやお子さんのご全般（児童発達支援センター）
日常生活についての相談支援のほか、必要な支援を提供するため、関係機関と調整を図ります。

通所支援
（放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援）

保護者支援
（ペアレントプログラム等）

児童発達支援



児童福祉法に基づく障害児通所支援

相談支援事業者と契約

障害児支援利用計画※を作成

サービスの利用申請

支給決定、受給者証の交付

サービス事業者と契約

個別支援計画※を作成

児童発達支援

- ・未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。

放課後等
デイサービス

- ・授業の終了後または長期休業日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。

保育所等
訪問支援

- ・発達支援を行う施設の職員が、保育所や幼稚園、学校等に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

※ 個別支援計画等の共有について

児童生徒の学校生活では、学校が作成する「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」に基づき、一貫した指導や支援が行われています。一方で、児童生徒が放課後等デイサービスを利用するにあたって、「障害児支援利用計画」、「放課後等デイサービス個別支援計画」が作成され、保護者や本人の希望する生活やニーズ、現状や課題に基づき支援が行われています。

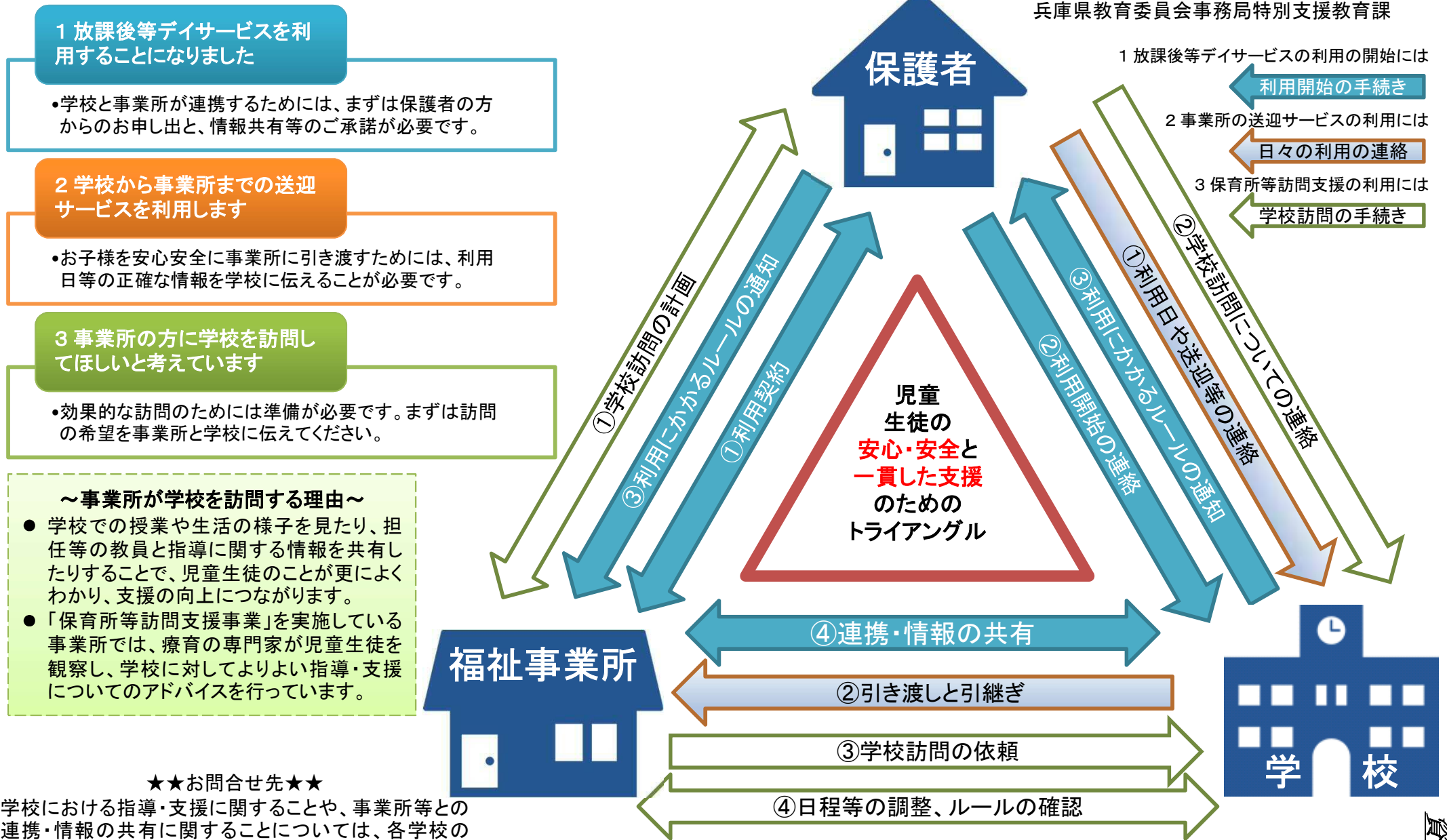
学校とサービス事業者がそれぞれの計画の内容を共有することで、子どもたちへ、より効果的な教育や支援を行っていくことができます。

家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト 児童生徒が放課後等デイサービスを利用する時の手続きや連絡の流れ



「兵庫県マスコットはばたん」

兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課



1 放課後等デイサービスを利用することになりました

●学校と事業所が連携するためには、まずは保護者の方からのお申し出と、情報共有等のご承諾が必要です。

2 学校から事業所までの送迎サービスを利用します

●お子様を安心安全に事業所に引き渡すためには、利用日等の正確な情報を学校に伝える必要があります。

3 事業所の方に学校を訪問してほしいと考えています

●効果的な訪問のためには準備が必要です。まずは訪問の希望を事業所と学校に伝えてください。

～事業所が学校を訪問する理由～

- 学校での授業や生活の様子を見たり、担任等の教員と指導に関する情報を共有したりすることで、児童生徒のことが更によくわかり、支援の向上につながります。
- 「保育所等訪問支援事業」を実施している事業所では、療育の専門家が児童生徒を観察し、学校に対してよりよい指導・支援についてのアドバイスをしています。

- 1 放課後等デイサービスの利用の開始には
利用開始の手続き
- 2 事業所の送迎サービスの利用には
日々の利用の連絡
- 3 保育所等訪問支援の利用には
学校訪問の手続き

★★お問合せ先★★

学校における指導・支援に関することや、事業所等との連携・情報の共有に関することについては、各学校の特別支援教育コーディネーターにお問い合わせください。